

地域材の利用拡大推進を求める意見書

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、山林に広がる豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには、地域材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図ることが重要です。

このため、新たな森林管理システムのもとで意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化し、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用拡大のための施設整備など、川上から川下までの取り組みを総合的に推進する必要があります。

また、低層公共建築物の6割以上を占める民間部門が主導する公共建築物の木造化・木質化や、地域内エコシステム構築による木質バイオマス等のエネルギー利用などを進める必要があります。

よって、国におかれましては、下記の事項について特段の配慮を強く要望いたします。

記

- 1 公共建築物の木造化・内装木質化への森林環境譲与税（仮称）の活用にあたって、地方公共団体における基金化や森林地域と都市との連携による木材供給などの取り組みが円滑に進められるよう、情報提供や助言等を積極的に行うこと。
- 2 公共建築物の整備に関する関係省庁の補助事業において、木材利用を行う施設に係る補助率のかさ上げ、基準単価の見直し、優先採択等の取り組みを推進すること。
- 3 中高層の公共建築物の木造化が図られるよう、耐火部材等の開発・普及や木造建築に携わる人材育成を進めること。
- 4 低層の公共建築物の木造化・木質化を推進するため、これらを整備する民間事業者に対し、情報提供など所要の支援を行うこと。
- 5 木材製品を安定的・効率的に供給するため、木材加工流通施設を整備するとともに、木材利用の拡大に向けて、発電利用や熱利用で活用できる木質バイオマス利用促進施設を整備し、木材産業の競争力強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月26日

北海道江別市議会

提出先
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣